

◆専用水道

No.	項目	基準値	原水	給水栓の水					
			確認申請時 ／ 少なくとも 毎年1回検査	給水開始前 検査	1ヶ月に1回 以上検査	3ヶ月に1回 以上検査	採取 場所	省略	
1	一般細菌	100以下/ml	●	●	●				
2	大腸菌	検出されないこと	●	●	●				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	●	●		△	○	A1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	●	●		△	○	A1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●		△	○	A1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●		△		B	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●		△	○	A1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	●	●		△		B	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	●	●		△	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	●	●		●			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●	●		△	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	●	●		△	○	A1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●		△	○	A2	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	●	●		△	○	C	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	●	●		△	○	C	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	●	●		△	○	C	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	●	●		△	○	C	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	●		△	○	C	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	●		△	○	C	
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	●	●		※		E	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	●	●		△	○	C	
22	塩素酸	0.6mg/L以下		●		●			
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●		●			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●		●			
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●		●			
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●		●			
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●		●		A3	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●		●			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●		●			
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●		●			
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●		●			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●		●			
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●		△		B	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	●	●		△		B	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	●	●		△		B	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●		△		B	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	●	●		△	○	A1	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	●	●		△		A1	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●	●	◇				
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	●	●		△	○	A1	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	●	●		△	○	A1	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	●	●		△	○	A1	
43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	●	●	□			D	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	●	●	□			D	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	●	●		△	○	A1	
46	フェノール類	0.005mg/L以下	●	●		△	○	A1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●	●	◇				
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	●	◇				
49	味	異常でないこと	●	●	◇				
50	臭気	異常でないこと	●	●	◇				
51	色度	5度以下	●	●	◇				
52	濁度	2度以下	●	●	◇				

採取場所について

採取場所:○の項目

送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

検査頻度について

◇の項目

当該項目物質について、供給水を連続的に計測及び記録がなされている場合、3ヶ月に1回以上とすることができる。

□の項目

水源で当該項目物質を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上とすること。

△の項目

水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点及び浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該項目物質についての検査の結果がすべて基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該項目物質についての検査の結果がすべて基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

※の項目

・過去の検査の結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、おおむね6ヶ月に1回以上とすることができる。
・当該事項についての過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、おおむね1年に1回以上とすることができる。
・水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

省略について(省略した項目であっても概ね3年に1回程度は水質検査を行うこと。)

省略:A1~A3の項目

過去の検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

省略:A2の項目

海水を原水とする場合は省略できない。

省略:A3の項目

浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略できない。

省略:Bの項目

過去の検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

省略:Cの項目

過去の検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

省略:Dの項目

過去の検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該項目物質を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

省略:Eの項目

全量受水の場合であって、送水者の検査結果が1/5以下であり、かつ受水者の施設において濃度が上昇しないことが明らかな場合、省略することができる。